

平成25年3月29日

「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」の取扱いが改正されます。

平成25年4月1日から、「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」の取扱いが改正されます。同日以降に適用される資格取得届、月額変更届、算定基礎届などの「報酬月額」のうち「現物によるものの額」は、次のとおり改正後の取扱いにより算定することになります。

現物給与の価額の算定に当たって、

【これまで】

本社管理の適用事業所において、支店等に勤務する被保険者の現物給与は、本社が所在する都道府県の価額を適用していました。

本社管理とは、本社と支店・工場等が合わせて1つの適用事業所となっていることをいいます。

【平成25年4月1日以降】

本来、現物給与の価額は、生活実態に即した価額になることが望ましいことから、平成25年4月1日以降は、支店・工場等に勤務する被保険者については、支店・工場等の所在する都道府県の価額を適用します。

派遣労働者については、派遣元事業所で社会保険の適用を受ける場合、派遣元事業所が所在する都道府県の現物給与の価額を適用します。

- 1 上記の取扱いの改正に伴う現物給与の額の変更は、固定的賃金の変更があったものとみなされますので、「被保険者報酬月額変更届」の提出が必要となる場合があります。
- 2 都道府県の現物給与の価額は、別紙のとおりです。

厚生労働大臣が定める現物給与の価額

平成25年4月1日時点

(単位：円)

都道府県名	食事で支払われる報酬等					住宅で支払われる報酬等	その他の報酬等
	1人1月当たりの食事の額	1人1日当たりの食事の額	1人1日当たりの朝食のみの額	1人1日当たりの昼食のみの額	1人1日当たりの夕食のみの額	1人1月当たりの住宅の利益の額(畳1畳につき)	
1 北海道	17,400	580	150	200	230	870	時価
2 青森	17,100	570	140	200	230	840	時価
3 岩手	16,800	560	140	200	220	970	時価
4 宮城	17,700	590	150	210	230	1,250	時価
5 秋田	17,100	570	140	200	230	930	時価
6 山形	18,000	600	150	210	240	1,050	時価
7 福島	17,400	580	150	200	230	1,000	時価
8 茨城	17,100	570	140	200	230	1,150	時価
9 栃木	17,400	580	150	200	230	1,190	時価
10 群馬	17,100	570	140	200	230	1,060	時価
11 埼玉	17,700	590	150	210	230	1,580	時価
12 千葉	18,000	600	150	210	240	1,530	時価
13 東京	18,900	630	160	220	250	2,400	時価
14 神奈川	18,300	610	150	210	250	1,900	時価
15 新潟	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
16 富山	17,400	580	150	200	230	1,090	時価
17 石川	18,000	600	150	210	240	1,130	時価
18 福井	18,300	610	150	210	250	990	時価
19 山梨	17,700	590	150	210	230	1,100	時価
20 長野	18,000	600	150	210	240	1,030	時価
21 岐阜	17,400	580	150	200	230	1,020	時価
22 静岡	17,700	590	150	210	230	1,280	時価
23 愛知	17,700	590	150	210	230	1,300	時価
24 三重	17,400	580	150	200	230	1,080	時価
25 滋賀	18,000	600	150	210	240	1,170	時価
26 京都	18,600	620	160	220	240	1,450	時価
27 大阪	18,000	600	150	210	240	1,480	時価
28 兵庫	18,000	600	150	210	240	1,290	時価
29 奈良	18,000	600	150	210	240	1,060	時価
30 和歌山	18,000	600	150	210	240	920	時価
31 鳥取	17,700	590	150	210	230	950	時価
32 島根	18,600	620	160	220	240	910	時価
33 岡山	17,100	570	140	200	230	1,140	時価
34 広島	17,700	590	150	210	230	1,170	時価
35 山口	17,700	590	150	210	230	910	時価
36 徳島	17,100	570	140	200	230	990	時価
37 香川	17,100	570	140	200	230	1,010	時価
38 愛媛	17,400	580	150	200	230	950	時価
39 高知	17,700	590	150	210	230	910	時価
40 福岡	17,400	580	150	200	230	1,150	時価
41 佐賀	17,100	570	140	200	230	900	時価
42 長崎	17,400	580	150	200	230	920	時価
43 熊本	17,100	570	140	200	230	990	時価
44 大分	17,100	570	140	200	230	950	時価
45 宮崎	17,100	570	140	200	230	890	時価
46 鹿児島	17,700	590	150	210	230	950	時価
47 沖縄	17,400	580	150	200	230	970	時価

住宅・食事以外の報酬等の価額について、労働協約に定めがある場合は、その価額を「時価」とします。

計算の結果、端数が生じた場合は1円未満を切り捨てます。